

会議録（案）

会議の名称	西東京市表彰等制度検討懇談会 第1回会議
開催日時	令和元年8月22日（木）午後7時00分から午後8時20分
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	（委員）坂口委員、指田委員、久富委員、土方委員、松川委員 （欠席）なし （事務局）飯島企画部長、佐藤企画部参与（兼）秘書広報課長、阿部秘書広報課課長補佐（兼）秘書係長、圓田秘書係主事
会議次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 依頼書の交付 4 懇談会委員自己紹介等 5 座長及び副座長選出 6 懇談会の運営について（設置要綱・公開・傍聴） 7 名誉市民制度の検討について 8 今後の会議日程について 9 その他
会議資料の名称	（配布資料） 資料1：西東京市表彰等制度検討懇談会委員名簿 資料2：西東京市表彰等制度検討懇談会設置要綱 資料3：西東京市市民参加条例の解説（冊子） 資料4：西東京市市民参加条例 資料5：西東京市市民参加条例施行規則 資料6：西東京市表彰等制度検討懇談会傍聴要領 資料7：名誉市民制度の検討（パワーポイント資料） （参考資料） 1 西東京市の主な表彰について 2 26市における名誉市民条例及び市表彰条例制定状況と内容 3 保谷市名誉市民（故 後藤得三氏）について 4 田無市名誉市民条例及び施行規則 5 保谷市名誉市民条例及び施行規則 6 西東京市表彰条例 7 西東京市表彰条例施行規則 8 西東京市民栄誉賞規則
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1. 開会 ○事務局：	

西東京市表彰等制度検討懇談会 第1回会議を始めさせていただきます。

本日の懇談会につきましては、第1回目の会議となりますので、座長の選出までにつきまして、事務局にて議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局：(資料確認)

それでは、座長が選出されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。はじめに、本日配付したお手元の資料について確認をさせていただきます。

【次第に沿って配付資料確認】

本日の議事進行でございますが、

<次第>

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 依頼書の交付
- 4 懇談会委員自己紹介等
- 5 座長、副座長の選出について
- 6 懇談会の運営について(設置要綱・公開・傍聴)
- 7 名誉市民制度の検討について
- 8 今後の会議日程について
- 9 その他

となっております。よろしくお願いいたします。

2. 市長あいさつ

○丸山市長：

改めまして、市長の丸山です。皆様、このたびは、表彰等制度検討懇談会の委員をお引き受けいただき、また、お忙しいところ第1回の会議にご出席いただきありがとうございます。

西東京市は、平成13年1月21日合併という事で、17万9千人ほどの人口が、今直近では20万4,410人と増加し、なおも微増しており、26市の中では5番目の人口であります。

そして、当市は平成13年3月から、新市計画ということでスタートをいたしまして、平成16年に第1次の総合計画がスタートし、平成26年から第2次の総合計画がスタートしました。平成29年には、西東京市版の総合戦略を策定し、「健康」応援都市の実現を基軸にかかげた取り組みを進め、本年3月には、26年から10年間を計画期間とする総合計画の後期計画を示させていただいています。

その間、国の方も総合戦略ということでしたが、当市では平成26年7月にWHOの、健康都市連合に多摩で初めて加盟しました。思いは市民の健康は、街をも健康にするんだということで、この連合に加盟しました。「まち全体の健康」、今年日本支部長という事で、それを前に進めております。

そのような中で、市の総合戦略、総合計画後期計画の一環として、まちへの愛着を深め、まちの魅力を向上するための取り組みの一つに、今回の「名誉市民制度の検討」をメニューとして採用し、令和3年1月に迎える市誕生20周年に向けた一つの事業として今回、懇談会をスタートさせていただきます。皆様にご協力をいただければとなったところでございます。

この事業、このまちの、過去と現在、そして未来をつなぐ、今の世代から、子ども、孫の世代へと、まさに人と人をつなぐ、大変意義ある事業と考えております。

委員の皆様には、この制度に向ける忌憚のないご意見、お考えをお聞かせいただき、西東京市の将来を見据えたまちづくり、地域づくりにつなげていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 依頼書の交付 <市長から委員名簿(五十音)の順に依頼書交付>

4. 西東京市表彰等制度検討懇談会委員の自己紹介及び職員紹介

○委員各位より自己紹介

○事務局より職員紹介

5. 座長・副座長選出

○事務局：

懇談会設置要綱第5条では「懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。」となっております。

委員の皆様の中で、座長に立候補される方、または他の委員のご推薦はございますか。

○A委員：

座長に久富委員を推薦いたします。

○秘書広報課長：

A委員から「久富委員を座長に」との推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

○全委員：了承。

○久富座長：座長の挨拶

○久富座長：

これより、議事進行を事務局から引き継ぎます。

では、続いて、副座長の選出に移りたいと思います。皆様の中で、立候補される方、または他の委員のご推薦はございますか。

○久富座長：

お手が挙がらないようですので、私から推薦させていただきます。

松川委員にお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○全委員：了承。

○松川副座長：副座長の挨拶

○事務局：

ここで、市長は次の予定がございますので、退席させていただきます。

○市長：退席

6. 西東京市表彰等制度検討懇談会の運営について

○久富座長：

次第6について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：資料③～⑥に沿って説明

○久富座長：

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

ご異議が無いようであれば事務局の説明の通りとし、会議の運営、会議録の作成、傍聴等について、取り扱います。

・会議は原則「公開」とする。

・会議録は「発言者の発言内容ごとの要点筆記」とし、作成後は委員による確認を行いその後

に確定する。

- ・会議録の発言者名については、座長以外の委員名は伏せたものとする。
- ・会議録作成のための「録音」については、それを了承する。
- ・傍聴については、傍聴要領による取り扱いとする。

このように決定したいと思いますが、いかがでしょうか。発言内容の記載については、座長は会を代表する立場ですので、記名で、ほかの委員につきましてはA委員、B委員との表現でよろしいかと思います。会議録については、事務局で作成し委員の皆様へ配布し、内容確認後、確定し公開するという手順で進めさせていただきます。

○全委員：了承。

○久富座長：

それでは、改めて、会議を始めます。

初めに、傍聴希望者を確認します。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局：

本日、傍聴希望者はありません。

○久富座長：

本日は傍聴者はいらっしゃらないという事で、会議を進めさせていただきます。

7. 名誉市民制度の検討について

○久富座長：

資料の説明をお願いします。

○事務局：

資料⑦に沿って名誉市民制度の検討にあたっての経過や目的、基本的な考え方などについて説明

○久富座長：

ただ今、次第7についての説明がありました。

名誉市民制度の設置の目的、基本的な方向性や対応について考え方が示されたところです。

この懇談会では、今回の会議を含めて3回の機会を通じて、名誉市民制度、あるいは市の表彰制度に対する意見交換を行っていくとのことです。

その中で、できる限り市民の理解を得ることができる制度構築とするため、委員の皆様からご意見をいただきたいとのことです。

それでは、お気づきの点がございましたら、フリートキングでお願いします。

○B委員：

趣旨は理解したつもりですが、一つわからない点がありまして、「社会文化の興隆に功績があった方」と言った場合、すべてを含むという理解でよろしいでしょうか。

社会文化はとても範囲が広いので、人によっての受け取り方が違ってくるので、対象はどこまでの方なのか絞っておいた方がいいと思います。

また、市民または市にゆかりという事は、市民じゃなくても、とても貢献をいただいている方もよろしいという事であれば、そこはそれでいいのかなと思います。

○C委員：

基本的な考え方はよろしいのかなと思います。

人選はまた後でという事ですが、西東京市内で著名な方、優れた文化芸術の方、福祉文化などで貢献をされた方で、郷土(西東京市)の誇りとなる方という漠然なイメージと考えているがそれでよろしいでしょうか。

○A委員：

B委員がおっしゃった社会文化というところも確かに少し引っかけますが、国のレベルでは、文化系は文化勲章があつて、国民栄誉賞はスポーツ系の方がとっていらつしやる。西東京市では市民栄誉賞は井口監督が受章している。急にオリンピックで金メダルを取る方もできるかもしれないので、そういうことも少し考え、ファジーに選定対象となるように、もう少し揉んだ方がいいと思いました。

○D委員：

西東京市がなぜ今、名誉市民制度が必要なのか、まち・ひと・しごと創生総合戦略と名誉市民との結びつきをもう少しわかるように、市民へのメッセージの骨組みをしっかりと作っておく必要があると思います。

また、名誉市民の任命後に、その方が事件犯罪行為などを起こすことも想定に入れながら、検討する必要がある。

○久富座長：

皆さんのご意見として、2点ありました。

①なぜこの制度が必要なのか。

②名誉市民とはいったい何か。

という議論で、これからこの懇談会で、話していければと考えます。

「話の筋をどう作り込んでいくか。」と、「対象をどう絞り込んでいくか。」という2点を事務局で持ち帰っていただきたい。

私の個人の意見ですが、一種の誤解を生むことがあるので、最後の名誉市民制度導入後のイメージ図はピラミッド型(ヒエラルキー)の序列ではなく、横並びにしていきたい。

また、市民全員が、本当にそこの市民であることをどう思っているか、帰属しているか、そこのあたりが少しぼけているので、そこが「ゆかり」の話とかに繋がっていくのかと思います。

○B委員：

市誕生20周年という事なので、これまでの歩みを振り返り、それまでにいろいろ活動をされた方で、これは誰が見てもいい活動をしてくれたな…。と思える方が出発点かなと考えていた。

また、「市民または市にゆかりの」という点については、市外に住んでいても市の発展に本当に貢献いただいたという事であれば対象とするのか、一度でも市に住んでいないと対象にならないのか、そこのところクリアにしておいた方が後々いいと思います。

○D委員：

温かい雰囲気で行うのであれば、名誉市民制度自体は悪いとは思わないが、市民の中には疑問を持つ方も多いので、名誉市民の必要性をもう少し打ち出した方がいい。

○事務局：

総合戦略のポイントでなぜそこが、名誉市民制度に到達しているか、次回資料を整理したいと思います。

また、様々なご意見を頂きました。庁内検討委員会もありますので、いただいたご意見をフィードバックして、進めて参りたい。

名誉市民の任命につきましては、本来は未来永劫ですが、任命後に何か事件犯罪行為があった場合には、任命を取り消すなど、条例の条項にしっかり取り入れて行く必要があるのかなど、ご意見を伺って思った次第です。

○A委員：

確かにまだ、全体像がつかめない感じがあるので、次回資料等でご説明していただければ、私たちもちょっと考えが変わってくるかと思います。

○久富座長：

市民からどう見えるかが一番大事なので、そこをスタート地点にし、西東京市の名誉市民制度の構築に向けての意見を出していくことでいかがでしょうか。

本日いただいたご意見をチェックポイントとしていただき、今日いただいた資料をお暇なときに少し読み込んで、わからないところは事務局に確認し、事務局からまた返して、とやり取りを少しやってみましょう。

○事務局：

条例につきましては、他市の条例も施行が古く、「社会文化」という表現をしておりますが、時代も変わってまいりましたので、今後どのような表現にしていくのか、皆さんのご意見を伺いながら、検討したいと考えます。

○久富座長：

これまでは、名誉市民という事が何かしらの特権のようなものがあったのかと思います。こういう時代になると、あり方も変わってくるので、再検討のための意見を出していく事でいかがでしょうか。

○事務局：

資料7の名誉市民制度導入後のイメージ(図)につきましては、名誉市民、市民栄誉賞、市表彰この三つが担う位置付けもあり、決して縦関係ではないのですが、次回わかりやすくご説明させていただきます。

○久富座長：

忌憚のないご意見が出ましたところで、今日は一旦閉めたいと思います。

8. 今後の会議日程について

○久富座長：

事務局から説明をお願いします。

○事務局：

次回会議ですが、できましたら10月の下旬を目途に開催できればと考えております。そこを目安として、後日個別調整をさせていただき、期日を確定させていただければと思います。

○事務局：

今回は事務局で1週間とか、10日前には資料を配布させていただいて、委員の皆様にお目通しいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

9. その他

○久富座長：

事務局からその他何かありますか。

○事務局：

特にございません。

○久富座長：

本日はありがとうございました。これで閉会とします。

(閉会)